

報告第20号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決
処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決
処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により
指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項
の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

杉並区在住者

2 事案の概要

杉並区と相手方とは、高齢者在宅サービスセンターの用に供するため
杉並区と相手方の被相続人とが平成12年3月1日に締結した「建物賃
貸借に係る契約書」（相続人である相手方と杉並区とが締結した「建物
賃貸借に係る契約書」を含む。）により杉並区が借り受けた賃貸借物件
の賃貸借に係る契約を、杉並区が令和元年8月31日をもって解除した
ことに伴い、当該賃貸借物件の原状回復費用について協議した。

3 和解の内容

(1) 杉並区は、原状回復費用相当額として金293万7,088円を
負担する。

(2) 相手方は、杉並区に対して、敷金5,294万8,750円から
(1)の金額を差し引いた5,001万1,662円が敷金の返還金

額であることを認める。

(3) 相手方は、(2)の規定により杉並区に返還する金額を本和解成立後、杉並区の指定する期限(ただし、請求書発送日から20日以内で令和2年11月10日以降とする。)までに杉並区の指定する方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

(4) 相手方と杉並区との間には、本件契約に関し、上記の他一切の債権債務関係が存在しないことを確認する。

4 専決処分日

令和2年10月23日